

安倍川水環境検討委員会の公開について（案）

1．委員会の公開

- (1) 規約第6条で原則公開としているが、特定の個人・団体の利害や個人のプライバシーに関する事項、並びに特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部又は全部を非公開とする。
なお、非公開に関する内容については、委員長が決定する。
- (2) 審議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影等は、委員長の冒頭挨拶までとする。
- (3) 委員会には傍聴席を設け、一般の傍聴は自由とする。ただし、一般傍聴者の審議中の発言は認めない。
- (4) 委員会の開催案内は、静岡河川事務所のホームページ掲載や記者クラブへの情報提供等により行う。

2．会議資料の公開、報道機関の取材への対応

- (1) 会議資料及び議事概要の公開は、規約第6条第1項による。
第6条第2項に関しては、各機関でもホームページ掲載や所内閲覧等の方法で積極的に公表するものとする。ただし、情報の不整合を防ぐ意味から事務局が委員会の配布資料の内委員会で非公開扱いとされなかった資料及び議事要旨を公表用資料として提供する。
- (2) 記者会見は、委員会を公開することから、原則として行わないものとする。

3．会議の傍聴

傍聴に関しては、別紙「傍聴にあたってのお願い」を配布することとする。